

日本語・ビジネスマナー講座実施業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

少子高齢化や人材不足が加速する中で、県内に拠点のある企業、団体および個人事業主（以下「県内事業者」という。）の活動の持続性を確保し、県内経済の成長を支えるには、国籍を問わず優秀な人材の確保および長期定着・活躍の促進が重要である。

一方で、外国人材の雇用においては、言語・コミュニケーションの方法や職場における就労慣習の相違等からトラブルが生じやすく、外国人材との円滑なコミュニケーションにおいて課題を感じている企業は多い。

このため、外国人材向け講座を通じて職場における日本語運用能力の向上を図るとともに、日本の職場における慣習等を含むビジネスマナーへの理解を深めることで、外国人材を受け入れる県内事業者の課題を解決することを目的に本事業を行う。

上記事業を、民間事業者の知見やノウハウを活用して実施するため、プロポーザル方式により事業者を募集する。

2 業務内容 別添仕様書のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 スケジュール

令和7年4月 8日（火） 公告
令和7年4月16日（水） 参加申込および質問締切り（17時まで）
令和7年4月18日（金） 質問に対する回答
令和7年4月23日（水） 企画提案書受付締切り（17時まで）
令和7年4月30日（水） プレゼンテーションによるプロポーザル審査会
令和7年5月 2日（金） 審査結果等の通知・公表

5 予定価格

5,999,180円（消費税および地方消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加者名簿に次のと

おり登録されている者であること。

営業種目：希望営業種目に「大分類：役務」「中分類：諸サービス」または「大分類：役務」「中分類：その他の役務の提供」が登録されていること。

なお、新たに入札に参加するための資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、本要領に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

7 参加申込

本プロポーザルに参加する者は、令和7年4月16日（水）17時まで（必着）に、参加申込書（様式1）を提出すること。提出先は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課とし、持参または郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

8 質問の受付および回答

- (1) 企画提案書の作成に当たり質問がある場合、令和7年4月16日（水）17時まで（必着）に、質問票（様式2）を提出すること。提出先は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課とし、持参、郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）または電子メールにて提出することとし、電子メールで提出する場合、電話により到達の確認をすること。
- (2) 質問に対する回答は、参加申込書提出者全員に対して、令和7年4月18日（金）を目途に、電子メールで回答する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式3および任意様式による企画提案）

※企画提案書は、1者につき1件とする。

※別添に定める項目に基づき、実施できる業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。企画提案の様式は任意とするが、A4版で作成し、片面で20枚以内（両面の場合は10枚以内）とすること。

② 事業費見積書（様式4および任意様式による内訳書）

※内訳書は任意様式にて作成すること。ただし、A4版とする。

(2) 提出部数 5部（原本1部および写し4部）

(3) その他の書類

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

- ①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、または同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ②高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ③障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑤「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ⑥障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑦「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑨「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、i については、審査登録機関の証明書の写しを、i 以外については、認証、登録証の写し
 - i 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ii 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - iii 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）

企画提案書受付時間：9時～17時（土曜日および日曜日を除く。）

(4) 提出場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(5) 提出期限 令和7年4月23日（水）17時まで（必着）

(6) その他

① 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

ア 提案に対して不正があったとき

- イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ウ 必要事項が確認できないとき
 - エ 必要事項が記載されていないとき
 - オ その他公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき
- ② 提出された企画提案書について、県から質問し、補足説明を求めることがある。
- ③ 受理後の企画提案書は、加筆、訂正、差し替え等内容変更は一切認めない。

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置するプロポーザル審査会において、以下に定める基準に基づき審査する。審査は、提出された企画提案書の内容および発案者によるプレゼンテーションにより行うこととする。なお、令和7年4月30日(水)に開催する審査会の場所等詳細については、企画提案者に対して別途連絡する。

(2) 審査基準

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合的に評価することとする。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか	10
2	実現可能性	・類似の事業実績の有無	15
3	独創性・具体性	・日本語講座の実施内容について、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また、具体的な提案か。	15
		・スクーリングの実施内容について、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また、具体的な提案か。	10
		・アドバイザー支援について、事業効果を高めるため、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また、具体的な提案か。	10
		・受講者の募集および広報・PRについて、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また、具体的な提案か。	10
		・受講者のフォローアップについて、独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また、具体的な提案か。	6
4	事業間連携・追加取組等	・関係する機関や施策との連携について工夫され、効果が見込めるか。 ・その他、業務の目的達成に向けた工夫や取組が行われて	7

		いるか。	
5	経費 見積りの 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った経費が見積もられているか。 ・費用対効果はどうか。 <p> 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点 </p>	10
6	県内 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する事業者であるか。 	2
合計			95
7		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
8		高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
9		<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	1
10		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
11		<p>「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1

加算点	5
総合点	100

(3) 審査結果

審査の結果、総合点が最も高い者を契約予定者として決定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は契約予定者とししない。審査結果については、全ての提案者に審査結果（企画提案の採否）を文書により通知する。

(4) 契約締結

上記(3)により選定した契約予定者と契約内容について協議を行うが、審査会の意見等に基づき、仕様を一部変更する場合がある。万一、協議が不調となった場合は、次点の者と同様の手続を行う。

11 注意事項

- (1) 本事業は雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）の採択の状況により、延期または中止する場合がある。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- (3) 提案された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書に必要な事項が記載されていない場合、失格とする場合がある。
- (5) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等はいできない。
- (6) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

12 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室 （担当：伊藤）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

Tel：077-528-3767

Mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp